

# 「令和7年度山形県賃金引上げ緊急支援事業業務委託」に係る 企画提案募集要領

## 1 目的

本県の地域別最低賃金の大幅な引上げへの対応として、急激な賃上げに苦慮している中小企業・小規模事業者の負担を軽減し、改定後の最低賃金未満の労働者の賃上げを後押しする支援金を支給するにあたり、申請書類の受付・審査・支給手続・給付データ作成事務等の事務局運営業務を委託し、支給を迅速かつ的確に処理することを目的とする。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度山形県賃金引上げ緊急支援事業業務
- (2) 業務内容 令和7年度山形県賃金引上げ緊急支援事業業務委託基本仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年10月30日（金）まで
- (4) 提案上限額 97,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 応募に関する事項

### (1) 応募資格

応募できる事業者は以下の項目すべての要件を満たす者とする。なお、応募する者が共同企業体である場合は、①及び⑦を除くすべての要件を共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）全員が満たしているものとする。ただし、少なくとも1者は①及び⑦の要件を満たすこと。

①山形県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有すること。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

③山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。

④山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⑤雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く）。

⑥次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑦情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001(ISO/IEC27001)の基準に適合することにより認証をうけていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

⑧宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。

⑨会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生及び再生の手続きをしていないこと。

⑩共同企業体として申込みを行う場合は次の点に留意すること。

- ア 代表となる者(以下「代表者」という。)を定め、代表者は全体の意思決定や管理運営等、業務執行の全てに責任を持つこと。
- イ 参加申込書提出後の代表者及び構成員の変更は認めない。
- ウ 構成員は他の共同企業体への参加及び単独で申し込むことはできない。
- エ 参加申込書提出期日までに、共同企業体に関する協定書とともに代表者に代表する権限を代表者以外の構成員が委任する旨を記載している委任状(様式5号)を提出すること。

(2) 失格事項

提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があった時は失格とする。

- ①この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ②提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。
- ④提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。

#### 4 提出書類及び提出方法について

(1) 提出書類

- ①参加申込書(様式1号)
- ②法人等概要書(様式2号)

〈添付書類〉

- ア 会社概要がわかるパンフレット等
- イ 法人の履歴事項全部証明書(提出日から3か月以内に発行されたもの)、直近の決算書
- ウ 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む)並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明する書類(非課税のものを除く)等

ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿(以下、「名簿」という)に登載されている者は、提出する必要はない。

- (ア) 山形県税 山形県に収めるべき税に未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書(各総合支庁の発行する直近の証明書。提出日から3か月以内に発行されたもの。)

- (イ) 消費税及び地方消費税 消費税及び地方消費税の未納がない証明書(本社所在地管轄の税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日から3か月以内に発行されたもの。)

- (ウ) 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び加入状況を確認できる書類 各1部  
(注) イ及びウに定める各種証明書等は複写したもので差し支えない。

- ③企画提案書(様式3号)

- ④経費見積書(様式4号)

- ⑤共同企業体に関する協定書(参考様式)及び委任状(様式5号)

※共同企業体として応募する場合のみ。

※共同企業体に関する協定書は参考様式(別紙)を参考に、必要に応じて協定内容を追加した上で、提出すること。

(2) 提出期限及び提出部数

内 容	期 限	部 数
① 参加申込書②法人等概要書	令和7年12月19日(金)午後5時	1部
⑤共同企業体に関する協定書及び委任状		1部
③企画提案書④経費見積書	令和7年12月24日(水)午後3時	5部

(3) 提出方法及び提出先

9の担当部局まで郵送(配達証明付き)又は持参により提出すること(提出期限必着)。

(4) 受付時間

午前9時から午後5時まで(土日祝日除き、午前9時から正午又は午後1時から午後5時まで)。

ただし12月24日(水)は午後3時まで)

(5) その他

- ア 提案は1事業者又は1共同企業体につき、1提案とする。  
 イ 共同企業体として応募する場合は、構成員全てについて法人等概要書を提出すること。

## 5 審査方法

提案のあつた企画内容について、原則、書類審査を行い採用候補企画を決定する。  
 審査にあたり、提案者に質問及び追加の資料提出を求める場合がある。  
 選定結果はすべての応募者に対して書面により通知する。  
 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果（平均点60点以上）により、提案の内容について契約目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。  
 提案者がない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

### 【審査項目と審査の視点】

審査項目	審査の視点	配点
①実施方針	・実施方針は、本事業の目的に合っているか。 ・支援金の短期間での迅速かつ確実な給付につながる内容か。	10点
②コールセンター業務	・コールセンターの運営体制（開設日、候補地、開設時間、回線数、オペレーター数）は、事業者からの問合せに対応する上で十分なものになっているか。 ・入電数を踏まえたコールセンターの人員確保及び危機管理対応が具体的に提案されているか。 ・制度内容を正確に把握し、質問に対し答えられる体制となっているか。	15点
③申請書類受付・審査業務、給付決定通知書の作成、印刷、封入封緘、発送業務、給付金の給付業務について	・申請受付から給付金の給付までの一連の事務処理フローと作業内容及び各事務処理に係る人員体制が具体的に提案されているか。  ・申請書類を正確に審査し、円滑かつ迅速に給付金の給付を行うための実施方法が具体的に提案されているか。 ・研修や講習等によるスタッフ教育の考え方が提案されているか。 ・申請書類や申請者の個人情報について、適切に管理できる情報セキュリティ対策がとられているか。	15点 20点
④事業運営・管理体制及びスケジュール	・実施期間を通じて、全ての業務を安定的かつ確実に実行できる運営体制（事業全体の運営体制、指揮命令系統、配置する人員の確保状況、配置する人員の知識・経験・ノウハウ等）となっているか。 ・県と、円滑に迅速に各種連絡・報告や情報共有等をするためのコミュニケーション管理手法が提案されているか。 ・本事業が円滑に進むためのスケジュールが具体的に示され、そのスケジュールは適切か。	20点
⑤専用ウェブサイトの構築、運営	・掲載するコンテンツの内容は妥当か。 ・より利用しやすいウェブサイトとなるよう工夫がされているか。	10点
⑥実施体制	・業務内容を実現化できる実施体制があるか。 ・業務に有効な知識、ノウハウ、経験等を有しているか。 ・業務に要する経費の積算は妥当か。 ・感染症対策を十分に講じているか。	10点

## 6 質問

### （1）受付期間

令和7年12月19日（金）午後3時までとする。

## (2) 質問方法

9の担当部局あて、質問票（別紙）により電子メールで質問すること。その際は、件名を「山形県資金引上げ緊急支援事業業務委託への問合せ」とすること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けない。

## (3) 質問への回答

質問者への回答は、すべての参加申込書提出者に対し電子メールにて回答する。

ただし、各提案者の独自の企画に関わること等については、当該質問をした提案者のみへの回答とする。

## 7 契約等

### (1) 契約締結

- ①審査結果に基づき、最も優れた提案を行った応募者（以下「最優秀提案者」という）と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- ②採択された提案等については、採択後に県と詳細を協議すること。その際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- ③最優秀提案者と業務委託締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀提案者が失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- ④契約を締結する者が共同企業体である場合は、契約後速やかに共同企業体実施体制図（別紙作成例）を9の担当部局あて提出すること。

### (2) 契約の期間

令和8年1月下旬（予定）から令和8年10月30日（金）まで

## 8 その他

（1）企画提案書の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。

（2）提出された事業企画書等は返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業企画の選定審査の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。

（3）本事業に係る予算が成立しない場合は、この公募は効力を有しない。

（4）この要綱に定めのない事項については、別途協議の上で決定する。

（5）企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「9 担当部局」に提出すること。

## 9 担当部局

山形県産業労働部雇用・産業人材育成課働く女性サポート室

住 所：〒990-8570

山形市松波2-8-1（県庁8階）

T E L：023-630-3245（直）

F A X：023-630-2376

Eメール：ykoyo\*pref.yamagata.jp

メールを送付する際は、上記の「\*」の部分を「@」に変更してください。